

住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成27年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第10号

平成27年10月29日

東大阪市監査委員 森 田 正 美
同 牧 直 樹

住民監査請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第4項の規定に基づく住民監査請求（受付第798号）に係る監査結果を別紙のとおり公表します。

第1 結 論

地方自治法第242条第4項の規定により、下記のとおり勧告する。

なお、措置を講じたときは、同条第9項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

記

市長は、東大阪市議会公明党議員団又は広岡賀代子氏に対し、11,825円を平成27年12月29日までに請求する措置を講じるよう勧告する。

以上

第2 監査の請求

1 請求人

徳畑勇、井上哲三、西村忠、生田勉、岡崎修、佐藤良典、荒谷修三、(略)、(略)

2 請求書の提出

平成27年9月2日

3 請求の要旨

- (1) 請求人より提出された請求の要旨は、東大阪市議会公明党議員団（以下「公明党」という。）、広岡賀代子議員（以下「広岡氏」という。※1）による平成23年度～平成25年度分政務活動費（※2）の支出のうち、広聴費において違法な支出又は東大阪市議会政務活動費運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）違反等の不当な支出があるため、市長から広岡氏又は公明党の経理責任者である川光英士議員（以下「川光氏」という。）に対し返還を求める措置を講じるよう請求する。

- (2) 請求の具体的な内容の要旨

市長は、公明党に政務活動費を交付している。

同党の広岡氏は、交付された政務活動費のなかから広聴費として平成23年度～25年度に206,748円支出している。

それらの中には、①市議会本会議開催日に「市民意見・要望交換会」（以下「交換会」という。）が開催されたり、②領収書の日付と活動記録簿の開催年月日が違うのに広聴費を支出されたり、③「(議員)事務所」で「交換会」が開催されたにもかかわらず、喫茶店の領収書が添付されたりするなど、事実を偽っているものがある。別表にそれら違法な支出を集計した。

また、マニュアル上、活動記録簿には「開催時間」が記載される必要があると解されるが、広岡氏が提出した活動記録簿には、「開催時間」が全て記載されていない。

さらに、領収書の宛名がないもの、領収書の但し書きがないもの、領収書を徴することが可能なのにレシートのみが添付されているなど、マニュアル違反の不当な支出となっている。

上記の支出の実態とその適否の判断は、提出が義務付けされている「収支報告書」「会計帳簿」「領収書貼付用紙」「政務活動費における活動報告書」がすべて揃うことで可能となるどころ、それらの資料のうち、「政務活動費における活動報告書」が請求人に情報開示されたのは平成 27 年 8 月 27 日であった。一般的に監査請求は当該行為があった日又は終わった日から 1 年を経過した時はできないとされているが、分析に必要な活動記録簿が入手できたのは平成 27 年 8 月 27 日であり期間制限にはあたらない。

以上により、監査委員は、市長が広岡氏又は公明党の経理責任者である川光氏に、違法・不当な支出分の返還を求める措置を講じるよう請求する。なお、広岡氏は、前記 206,748 円のうち、2 件 19,600 円を既に返還しているため、残る 60 件分である 187,148 円を返還させるよう請求する。

(3) 事実証明書一覧

① 別表 広岡氏の広聴費（平成 23 年度、24 年度、25 年度）

21～24 頁参照。なお、別表枠外の「通し番号」及び算用数字で記載の番号は、請求人から提出された別表に監査委員側が追記したものである。

② 事実証明書（開示申出にて取得した公明党に係る自主返還一覧の一部）

③ 平成 24 年度 定例会・臨時会開催一覧

④ 広岡氏の平成 23 年度、24 年度、25 年度の広聴費の支出において、活動記録簿の提出がなかったものに係る領収書、議員より提出された活動記録簿の写し及び研究研修費並びにその他の経費の一部領収書の写し

※ 1 広岡氏の議員の職は、平成 27 年 10 月 1 日をもって任期満了となっている。

※ 2 平成 25 年 3 月、地方自治法（以下「法」という。）の改正に伴い、本市においても「政務調査費」から「政務活動費」へ名称変更を行うとともにその内容についても一部改正されている。本書における文章表現は、

「政務活動費」で統一することとした。

第3 請求の受理

本件請求は、請求人が求める監査請求の内容が、市長が広岡氏等に対する不当利得返還請求権の行使を怠る事実を違法とするものであり、前提となる財務会計行為が違法か否かの判断をしなければならない関係にないと考えられることや、請求人の主張する上記事情に鑑み、所定の要件を具備しているものと認め、平成27年9月10日付けでこれを受理した。

第4 除斥

鳥居善太郎委員、塩田清人委員は、本市議会議員として政務活動費の交付を受けている。よって、本件請求は「自己の従事する業務に直接利害関係のある事件」にあたることから、法第199条の2の規定により除斥となった。

第5 監査の実施

本件請求について、法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

本件措置請求書により求められた監査については、次の事項を監査対象とした。

市長が広岡氏等に対する不当利得返還請求権の行使を怠っているかを検討する前提として、そもそも広岡氏等に対する不当利得返還請求権が発生しているか。具体的には、公明党広岡氏による平成23年度～平成25年度分政務活動費の支出のうち、請求のあった広聴費の対象となる交換会等の会議が実際に行われ、その際に領収書等添付の商品の支出が実際に存在するか否かについて。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、本件請求人に対して平成27年9月28日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人より陳述が行われた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

<陳述要旨>（請求人の陳述内容を要録している。）

(1) 住民監査請求に至った経緯

7月に東大阪市民オンブズパーソンを立ち上げ、政務活動費について情報開示請求を行い、不正が行われていると認識し、市長に対して真相の解明と政務活動費の不適切な支出に対する返還について2度申し入れを行ったが、満足のいく回答が得られないため住民監査請求を実施するもの。

(2) 措置請求書の内容

- ① 広岡氏の広聴費の未返還分 60件 187,148円を返還させるよう住民監査請求を行う。広岡氏が実施した交換会の場所は1件を除いて事務所になっており、事務所の所在地が明記されていない。
- ② 提出が義務付けられている活動記録簿を全く提出していない。その後、提出した活動記録簿においては、記載すべき時間が全く記載されていない。
- ③ 添付している領収書の中で、マニュアルで求められている記載事項が未記載であるものがあり、本来、領収書の代替えであるレシートが多くを占めている。
- ④ 市議会開会中に交換会を実施していると思われるものがあり、このことは虚偽で違法なものと考えている。
- ⑤ 1年以上経った事例においては住民監査請求ができないことになっているが、我々が違法・不当と判断できたのは、資料を最近入手できるようになったからであるので、今回請求を行っている。

4 監査対象部局及び関係人に対する調査及び事実確認

平成27年9月28日に監査対象部局である議会事務局から事実確認を行うに先立ち、事前に質問書を送付した。また、法第199条第8項の規定に基づき、本件関係人である公明党経理責任者川光氏に対し、文書で今回の住民監査請求（受付第798号）に対する事実及び意見の確認を行い、回答を得た。また、その後事実確認のための再確認を行うとともに、面談による関係人調査を実施した。

内容については「第6 監査の結果」のとおりである。

第6 監査の結果

1 政務活動費について

(1) 政務活動費の支出及び使途基準の根拠法令等

法第100条第14項、第15項に規定されていた政務調査費については、平成25年3月から、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費に充てることができる経費の範囲を条例で定めることとするとともに、議長は政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとする法律改正が行われた。（平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行）これにより、本市の「東大阪市議会政務調査費の交付に関する条例」は、題名を「東大阪市議会政務活動費の交付に関する条例」に交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」と改めている。

法、条例等の改正に伴い、本市議会は、平成25年3月1日に従前の「東大阪市議会政務調査費運用マニュアル」を改訂し、「東大阪市議会政務活動費運用マニュアル」を作成している。

また、平成27年4月にはマニュアルの改訂版を作成している。

(2) 政務活動費の額

政務活動費は市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して、毎月1日（基準日）における会派の所属議員数に月額200,000円を乗じた額が毎月交付される。なお、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は所属議員に含まれないとされている。

なお、平成26年10月10日、本市議会は条例改正案を可決し、平成26年11月から政務活動費の月額を50,000円減額し、150,000円としている。

2 事実確認

監査対象事項について、監査対象部局が保有する政務活動費に係る資料の閲覧を求めるとともに、監査対象部局及び本件関係人に対する調査及び事実意見確認から次のことを確認した。

(1) 監査関係人について

① 事実意見確認

本件関係人である公明党経理責任者川光氏に対し、文書で本件住民監査請求についての事実意見確認を行い、回答を得た。

送付日 平成 27 年 9 月 11 日

回答日 平成 27 年 9 月 18 日

ア 活動記録簿には、マニュアル上、時間の記入が必要であるとの認識がなかったこと。

イ 商品購入時にレシートは貰っていた。時間の余裕がある場合には領収書を依頼したが、但し書きについては店側に任せていたこと。

ウ 活動記録簿に記載のなかった交換会の開催時間が回答された。また、既に提出されている活動記録簿に記載された交換会の開催日が 7 件訂正されるとともに、1 件追加された。

回答内容については、次頁以下「公明党に対する事実意見確認の状況」のとおり。

公明党に対する事実意見確認の状況

通し 番号	領収 書番 号	日付	金額 (円)	公明党からの回答			
				開催時間	日付訂正	その他	
						活動記録簿の様式には「年月日」とありましたので、時間の記入が必要であるとの認識がありませんでしたが、マニュアルによると時間記入が必要だったと思います。 また、活動記録簿について別途保管している資料はありません。 領収書の但し書きに記載がないことを指摘されていますが、通常商品の明細のわかることから、レシートは貰っていましたが、時間の余裕がある場合に店に領収書の発行を依頼しました。但し書きの記載については、店側に任せておりました。	
1	H23前半	39	H23.4.30	10,775	午後1時～2時		購入した茶菓子の内容は分かりません。
2	H23前半	79	H23.6.11	1,075	午後8時30分～9時30分		
3	H23前半	82	H23.6.17	2,625	午後7時～8時		
4	H23前半	84	H23.6.23	1,075	午前11時～正午		
5	H23前半	99	H23.7.4	2,100	午後7時30分～8時30分		
6	H23前半	156	H23.9.8	3,150	午後7時30分～8時30分		
7	H23後半	3	H23.10.4	1,960	午後8時～9時		
8	H23後半	10	H23.10.12	9,725	午後1時～2時		購入内容は焼き菓子
9	H23後半	12	H23.10.13	2,200	午後8時～9時		
10	H23後半	32	H23.11.6	5,040	午後7時～8時	有	開催日の誤りです。正しくは11月7日(月)
11	H23後半	67	H23.12.16	2,000	午後7時～8時		
12	H23後半	82	H24.1.3	2,125	午後7時30分～8時30分		
13	H23後半	103	H24.1.28	2,600	午後8時～9時		人数は記入漏れで8名。 同日は近畿中小企業自主申告会の研修は午後5時30分～7時に参加しました。
14	H23後半	116	H24.2.18	2,400	午後3時～4時		
15	H23後半	141	H24.3.10	4,850	午後7時～8時		
16	H24 4～2月	14	H24.4.25	4,607	午後7時～8時		記録簿の記載を誤りました。後援会個人宅で50名が一堂に会され市政報告会を開催しました
17	H24 4～2月	19	H24.4.28	1,200	午後5時30分～6時30分		
18	H24 4～2月	35	H24.5.16	2,860	午後7時30分～9時		
19	H24 4～2月	36	H24.5.16	1,360	午後1時～2時	有	開催日の誤りです。正しくは4月16日です
20	H24 4～2月	80	H24.7.6	1,200	午後1時～2時		
21	H24 4～2月	90	H24.7.22	2,880	午後8時～9時		
22	H24 4～2月	149	H24.9.23	3,598	午後5時～6時		当日参加者が集まりやすかったホテルで開催しました。
23	H24 4～2月	185	H24.10.24	1,890	午後1時30分～2時30分		
24	H24 4～2月	232	H24.12.4	1,552	午後7時～8時	有	開催日の誤りです。正しくは12月5日。お茶の粉末を購入しました。
25	H24 4～2月	235	H24.12.5	798	午後7時～8時		ペットボトルの水を購入しました。
26	H24 4～2月	237	H24.12.9	2,120	午前11時～正午		
27	H24 4～2月	271	H25.1.11	2,450	午後7時～8時		

通し 番号	簿冊年度	領収 書番 号	日付	金額 (円)	公明党からの回答		
					開催時間	日付訂正	その他
28	H24 4~2月	275	H25.1.18	1,575	午後7時~8時		茶菓子を購入したものです。
29	H24 4~2月	301	H25.2.20	3,904	午後7時~8時		
30	H24 3月	10	H25.3.10	1,785	午後1時~2時		
31	H24 3月	11	H25.3.10	1,360	午後7時~8時		
32	H24 3月	15	H25.3.15	3,430	午後8時~9時		
33	H24 3月	22	H25.3.20	2,720	午後7時~8時		
34	H24 3月	32	H25.3.29	1,830	午後7時~8時	有	開催日の誤りです。正しくは3月30日。20名が一堂に会されました。
35	H25	10	H25.4.15	1,200	午後7時~8時		
36	H25	20	H25.4.29	1,440	午後7時~8時		
37	H25	27	H25.5.2	9,785			活動記録簿を2枚にするべきでした。 ・東京都で購入のレシートに対応する活動記録簿が抜けていました。開催日は5月7日午後7時~8時開催で5名が参加されました。 ・5月2日開催の交換会は30名が一堂に会されました。
38	H25	37	H25.5.12	4,448	午後2時~3時		珈琲等の代金です。
39	H25	78	H25.7.7	2,142	午後2時~3時		30名が一堂に会されました。
40	H25	85	H25.7.12	2,800	午後1時~2時	有	開催日の誤りです。正しくは7月13日(土)で20名が参加されました。
41	H25	106	H25.8.3	4,200	午後4時~5時		
42	H25	107	H25.8.4	2,340	午後1時~2時		
43	H25	111	H25.8.8	1,794	午後7時~8時	有	開催日の誤りです。正しくは8月9日(金)
44	H25	118	H25.8.15	2,800	午後1時~2時		
45	H25	149	H25.9.22	3,200	午後7時30分~8時30分		
46	H25	165	H25.10.4	5,250	午後7時30分~8時30分		30名が参加されました。購入した茶菓子を出しました。
47	H25	173	H25.10.11	2,100	午後7時~8時		
48	H25	199	H25.11.4	2,290	午後5時~6時		
49	H25	200	H25.11.4	2,240	午後8時~9時		
50	H25	204	H25.11.6	1,940	午後4時~5時		
51	H25	214	H25.11.16	11,200			番茶@1,600*7個を購入し、中長期的に使用しました。
52	H25	219	H25.11.21	2,992	午後7時~8時		
53	H25	238	H25.12.8	4,100	午後2時~3時 午後4時~5時		20名ずつの参加で、2回に分けて開催しました。計40名参加されました。
54	H25	239	H25.12.10	7,800	正午~12時30分 午後7時30分~9時		活動記録簿を2枚に分けて書くべきところを誤っていました。 ・カフェルームの領収書に対応する交換会は、本庁舎にて正午から12時30分まで開催し、内容は珈琲などです。 ・ルジャンドルの領収書に対応する交換会は個人宅で20名が参加され、午後7時30分~9時開催です。茶菓子としてケーキを購入しました
55	H25	247	H25.12.16	4,200	午後7時~8時		開催日は月曜日の誤りです。
56	H25	249	H25.12.18	1,794	午後7時~8時		
57	H25	256	H25.12.24	3,000	午後7時~8時		
58	H25	282	H25.12.25	2,000	午後7時30分~8時30分		
59	H25	286	H26.1.20	1,488	午後3時30分~4時30分		
60	H25	305	H26.2.7	1,806	午前10時30分~11時30分	有	開催日の誤りです。正しくは2月8日(土)

注：網掛け部分は、請求人より違法な支出であると具体的に指摘されていたもの

② 再確認

上記質問に対する回答に対して再確認の必要性が生じたため、公明党
経理責任者川光氏に対し、文書で再確認を行った。

送付日 平成 27 年 9 月 28 日

回答日 平成 27 年 10 月 1 日

ア 交換会の開催時間の根拠は、広岡氏の当時の手帳に控えていたもの
であること。

イ 終了時刻は開催時間を通常 1 時間～1 時間半としていたことから記
憶をたどり回答したこと。

ウ 事務所の所在地は、東大阪市小若江であること。

エ 交換会の開催日を訂正した根拠は、広岡氏の当時の手帳に控えてい
たものであること。

オ 交換会の開催時間について 2 件、開催場所について 1 件誤っていた
と思う。

再確認の内容とその回答については、次頁「公明党に対する再確認の内容
と回答の状況」のとおり。

公明党に対する再確認の内容と回答の状況

通し番号	簿冊年度	領収番号	日付	金額(円)	再確認の内容	回答
					・開催時間をご回答いただきましたが、時間はどのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。 ・活動記録簿の中の「事務所」の所在地をご教えてください。	・回答した開催時刻の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。 終了時刻は、通常1時間から1時間30分程度を開催時間としていることから、記憶をたどりながら回答しました。 ・事務所の所在地は小若江です。
2	H23前半	79	H23.6.11	1,075	交換会開催時間内にパームクーヘンを購入されていますが、事情をご説明くださいますようお願いいたします。	パームクーヘンは家族に頼んで、購入しました。
8	H23後半	10	H23.10.12	9,725	交換会開催時間内に茨木市中央公園駐車場(駐車時間12:20~14:27)の請求をされていますが、事情をご説明くださいますようお願いいたします。	記憶があいまいですが、開催時間が間違っていたと思います。
10	H23後半	32	H23.11.6	5,040	「開催日は誤り」とのご回答ですが、どのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。	訂正した日付の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。
13	H23後半	103	H24.12.8	2,600	「人数」をご回答いただきましたが、どのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。	参加人数の根拠となる資料は、当時の私の手帳のみです。部分開示は可能です。
16	H24 4~2月	14	H24.4.25	4,807	「後援会個人宅で市政報告会を開催された」とのご回答いただきましたが、お示し可能な資料があればご開示ください。 また、「個人宅」には50名が収容できるスペースがあるのでしょうか。	当日の配布資料などは残っておりません。 当該「個人宅」は、50名が収容可能です。
18	H24 4~2月	35	H24.5.16	2,860	交換会開催時間内にケーキを購入されていますが、事情をご説明くださいますようお願いいたします。	ケーキは家族に頼んで、購入しました。
19	H24 4~2月	36	H24.5.16	1,360	「開催日は誤り」とのご回答をいただきましたが、どのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。	訂正した日付の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。
24	H24 4~2月	232	H24.12.4	1,552	「開催日は誤り」等のご回答をいただきましたが、これらはどのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。 なお、領収番号235の交換会のお茶を購入されたのでしょうか。	訂正した日付の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。 12月4日購入のお茶(粉末)と12月5日購入の水を12月5日開催の交換会に使用しました。
34	H24 3月	32	H25.3.29	1,830	「開催日は誤り」等のご回答をいただきましたが、これらはどのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。	訂正した日付の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。
37	H25	27	H25.5.2	9,765	「開催日は誤り」等のご回答をいただきましたが、これらはどのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。	訂正した日付の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。
40	H25	85	H25.7.12	2,800	「開催日は誤り」等のご回答いただきましたが、これらはどのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。	訂正した日付の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。
43	H25	111	H25.8.8	1,794	「開催日は誤り」とご回答いただきましたが、どのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。	訂正した日付の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。
46	H25	165	H25.10.4	5,250	「人数」等のご回答をいただきましたが、これらはどのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。 また交換会開催時間内にお茶菓子を購入されていますが、事情をご説明ください。	参加人数の根拠となる資料は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。 お茶菓子は家族に頼んで、購入しました。
47	H25	173	H25.10.11	2,100	交換会開催時間内にPIGOパーキング永和2丁目(駐車時間17:44~21:14)の請求をされていますが、事情をご説明くださいますようお願いいたします。	記憶があいまいですが、開催時間が間違っていたと思います。
48	H25	199	H25.11.4	2,290	・平成25年11月4日当日、パティスリーグレイス友井店で洋菓子(10:09)と本家菊屋奈良三条店で商品(14:38)を購入されていますが、お間違いはないでしょうか。	間違いはありません。
49	H25	200	H25.11.4	2,240	・平成25年11月4日当日、小阪駅前駐車場(駐車時間10:42~11:22)とピエラ奈良第2駐車場(駐車時間12:37~15:27)の請求をされていますが、お間違いはないでしょうか。	
54	H25	239	H25.12.10	7,800	・カフェブルームの領収書に対応する交換会は「本庁舎」で開催された等のご回答をいただきましたが、これらはどのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。 ・ルジャンドルの領収書に対応する交換会は「個人宅」等のご回答をいただきましたが、これらはどのようにして判明したのでしょうか。お示しいただける資料はあるでしょうか。また、交換会開催時間内にアイムパーキング御厨南(駐車時間19:27~21:03)の請求をされていますが、事情をご説明くださいますようお願いいたします。	・カフェブルーム及び個人宅で開催した交換会の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。 ・個人宅の所在地は御厨南で、アイムパーキング御厨南を使用しました。
56	H25	249	H25.12.18	1,794	東京銘品館中央店で羊ようかんを購入されていますが、事情をご説明くださいますようお願いいたします。	羊ようかんは家族に頼んで、購入しました。
58	H25	262	H25.12.25	2,000	交換会開催時間内にエイブル中小阪2丁目駐車場(駐車時間19:01~6:38)の請求をされていますが、事情をご説明くださいますようお願いいたします。	記憶があいまいですが、会場が間違っていたと思います。
60	H25	305	H26.2.7	1,808	「開催日は誤り」とのご回答をいただきましたが、どのようにして判明したのでしょうか。お示し可能な資料があればご開示ください。	訂正した日付の根拠は、当時の私の手帳です。部分開示は可能です。

③ 面談による関係人調査

平成 27 年 10 月 5 日、公明党川光氏、広岡氏から、法第 199 条第 8 項に基づく関係人調査を実施し、以下のことを確認した。

(以下の「番号」とは、21 頁～24 頁 別紙「通し番号」)

- ア 監査委員からの再確認により、必要があると判断したものについて、活動記録簿の記載を訂正する予定であること。
 - イ 交換会開催時の参加者への連絡方法については、その都度様々な方法をとっていたこと。
 - ウ 活動記録簿を作成した際、最初は手帳を見ずにレシートや他のスケジュール等で確認し作成していたが、今回の監査請求により手帳を再確認したところ、誤りに気付いたこと。
 - エ 手帳の一部開示は可能であること。(※3)
 - オ 番号 56 で、芋ようかんを購入したのは夫であること。
 - カ 番号 2 で、バームクーヘンを家族の誰が購入したかについては記憶が定かでないこと。
 - キ 事務所では最大 40 人くらいでの会合が可能であること。
 - ク 番号 50 で、当日は「マイドームおおさか」に車を止めたまま食事をし、茶菓子も購入したこと。
 - ケ 交換会は、「公明党に対する事実意見確認」の回答の中で訂正した日に実施していることで間違いがないこと。
- ※3 広岡氏から平成 27 年 10 月 9 日、時刻の記載がされた手帳の写し（マスキング処理）の一部開示がされた。

(2) 監査対象部局について

① 質問書

監査対象部局である議会事務局に対し、事実確認に先立ち質問書を送付し、回答を得た。

送付日 平成 27 年 9 月 14 日

回答日 平成 27 年 9 月 25 日

- ア 請求人が求めている措置について、議会事務局としては関係人に使途内容等を確認する中で、後日会派から活動記録簿等の訂正が提出される予定であることから違法・不当な支出であるとの請求人の主張に

は当たらないと考えている。

イ 領収書の宛名がないものについては、領収書として原則認めていない。但し書きのないものについては、原則として認めていないが、使途が容易に予測でき、議員が説明できる場合は認めることもある。

質問の内容と回答の要旨については、次頁「議会事務局に対する質問の状況」のとおり。

議会事務局に対する質問の状況

質問内容		回答要旨
質問 1	住民監査請求の請求要旨等の記載事実について、誤りはありませんか。また、誤りがある場合、誤りの箇所およびその理由は何ですか。	<p>①活動記録簿に時間の記載がされていないため、「交換会」の開催が市議会本会議等の時間帯であったことは確認できなかった。</p> <p>②活動記録簿の開催年月日と領収書の日付などが違うものを確認した。</p> <p>③事務所開催の活動記録簿と珈琲店の領収書を確認した。議員に確認したところ活動記録簿に記載のとおり菓子代であり、領収書貼付用紙の記載間違いであることを確認した。</p> <p>④活動記録簿に「開催時間」が全て記載されていないこと。領収書の宛名、但し書きがないもの。領収書を徴することが可能と考えられるのにレシートのみでの添付となっているものについて広岡議員に確認したところ、活動記録簿の様式に「時間」がなかったこと、領収書の但し書きの記載については店側に任せていたこと、領収書を徴することが可能と考えられるのにレシートのみでの添付となっているものについては時間的な余裕がない場合、また商品の詳細がわかることからそのようにしていたとのことであった。</p>
質問 2	請求人が違法・不当とする理由について、監査対象局として議会事務局の見解をお聞かせください。	記載漏れ、開催日の誤り、領収書の添付ミス、記載間違い、詳細記載のあるレシートを使用(時間的な余裕がない時、含む)することで使途を明確にできるなど、議員本人から使途内容等を確認し、後日、会派から活動記録簿等の訂正が提出される予定であることから違法・不当な支出であるとの請求人の主張には当たらないと考える。
質問 3	請求人が求めている措置の内容について、監査対象局として議会事務局の見解をお聞かせください。	請求人が求めている措置については、違法・不当な支出でないと考えことから請求人の主張には当たらないと考える。また、写しの交付時、請求人に対し、現在精査中であり、内容が変わることある旨、口頭で確認している。
質問 4	住民監査請求の請求要旨、別表等添付文書の内容についてお聞きします。	
4-(1)	請求書に添付の活動記録簿は、現時点で議会事務局が保管されている文書と同一の文書ですか。	同一の文書です
4-(2)	マニュアルでは活動記録簿の記載例のうち「年月日」欄には時間が記載されていますが、提出された記録簿には時間が記入されていません。	
4-(2)-①	マニュアルどおり記載されているかどうかチェックされましたか。	監査要求者である市長に提出する会派があり、取りまとめて市長公室へ提出しましたので議会事務局としてチェックはしていませんでした。
4-(2)-②	マニュアルどおり記載されていない点について、修正するよう指摘されていますか。	
4-(3)	活動記録簿が提出されたことで、既に提出されていた広聴費にかかる領収書やレシートの内容に照らすと疑問の生じる点が見られるようです。	
4-(3)-①	活動記録簿が提出された後、これについてチェックされましたか。	監査要求者である市長に提出する会派があり、取りまとめて市長公室へ提出しましたので議会事務局としてチェックはしていませんでした。
4-(3)-②	疑問が生じる点があれば、質問をされましたか。	
4-(4)	請求要旨の中の「領収書の宛名のないもの、領収書の但し書きのないもの、領収書を徴することが可能なのにレシートのみでの添付となっているもの」との記述について、見解をお聞かせください。	領収書の宛名のないものについては、領収書として認められない。但し書きのないものについては、原則認めていないが、使途が容易に予測でき、議員が説明できる場合は認めることもある。レシートのみでの添付となっているものについては、状況にもよるので政務活動費に充当できるものであれば、マニュアルに照らして認めている。
4-(5)	活動記録簿が提出されたことで、議員の公式日程など議会事務局で把握されている議員日程に照らして、そのチェックや質問をされましたか。	監査要求者である市長に提出する会派があり、取りまとめて市長公室へ提出しましたので議会事務局としてチェックはしていませんでした。
4-(6)	平成27年4月15日付議長あて「政務調査費及び政務活動費の返還並びに今後の執行について」の文書で、市長は今後事務局職員がマニュアルに沿ったチェックを行えるようとの旨を依頼されていますが、以降事務局では、適正な執行と事務手続きへの改善を行っておられますか。	各会派から提出された収支報告書等の点検・確認時、疑義が生じれば、該当会派、議員に確認し、訂正すべき点については訂正をお願いしている。また、東大阪市議会政務活動費等協議会において学識経験者委員が検査を行い、事務局や各会派や議員に助言など適切な指導を頂き、改善を図っている。

② 事実確認

平成 27 年 9 月 28 日に行った議会事務局への事実確認により、以下のことを確認した。

ア 活動記録簿提出の経過について

「平成 26 年度 市長要求監査結果報告書」を受けて、平成 27 年 4 月 15 日、16 日に市長から議長及び対象会派に対し、不適切な支出であると監査委員から指摘された部分と、活動記録簿等の添付がないと監査委員から指摘されたものについての対応申し入れがあった。17 日に代表者協議会が開催され、議長より活動記録簿については 5 月末を目安に精査し、対応してほしい旨の依頼があり、その後提出が行われたものである。

会派より提出された活動記録簿は、議会事務局が一時保管という形でいったん預かっていたが、上記申し入れの所管課はあくまでも市長公室であることから、8 月 3 日付けで市長公室へ提出した。この後、公文書開示請求があり、議会事務局で開示を行うこととなったため一時的に議会事務局に返却された。

イ その他

平成 27 年 9 月 28 日の時点で活動記録簿の訂正は行われていない。

③ 事実確認（2 回目）

平成 27 年 10 月 22 日議会事務局から以下のことを確認した。

ア 活動記録簿、会計帳簿、手帳の写しの提出について

平成 27 年 10 月 9 日に公明党から議会事務局に活動記録簿（訂正済み）、会計帳簿（訂正済み）と手帳の写し（マスキング処理）の提出があった。（※ 4）

イ 錯誤による請求の返還について

議会事務局がチェックを行ったところ、番号 41 のお茶代 4,200 円の領収書の日付は平成 24 年 8 月 3 日であり、平成 25 年度分の請求は錯誤であったことから、議会事務局から公明党に対し、納付書を送付し返還を求める予定である。（※ 5）

※ 4 活動記録簿及び会計帳簿については、平成 27 年 10 月 23 日付けで議会事務局が受理済みである。

※ 5 平成 27 年 10 月 23 日返還済みである。

3 判 断

(1) 請求人が具体的に違法な支出として指摘している 11 件について

① 番号 10

請求人は、領収書によると、茶菓子の購入場所が「道頓堀店」で、時刻が平成 23 年 11 月 6 日午後 11 時 2 分であるが、活動記録簿によると、同日に東大阪市にある事務所で交換会を開催していることはありえないとする。

この点、公明党及び広岡氏（以下、「広岡氏ら」という。）によると、実際に交換会が開催された日は翌日の 7 日であり、活動記録簿の記載誤りであったとの回答があり、時刻の記載がされた手帳の写し（マスキング処理）の一部開示があった。活動記録簿を作成した際、手帳の記載を十分に確認せず作成したところ、手帳の記載を確認し訂正したとのことである。

以上からすれば、広岡氏らの説明が不合理で信用できないとまではいえず、違法な支出であるとは認定できない。

② 番号 18

請求人は、領収書によると、茶菓子を午後 8 時 39 分に購入し、同日に交換会を事務所で開催していることは時間帯からして不自然であり、虚偽の疑いが濃厚であるとする。

この点、広岡氏らによると、交換会の開催は午後 7 時 30 分～午後 9 時の間であり、茶菓子の購入は八戸ノ里駅前において家族が行ったとの回答があり、時刻の記載がされた手帳の写し（マスキング処理）の一部開示があった。

以上からすれば、広岡氏らの説明が不合理で信用できないとまではいえず、違法な支出であると認定できない。

③ 番号 19

請求人は、領収書によると、茶菓子は平成 23 年 4 月 16 日に購入されている一方、交換会は同年 5 月 16 日に開催されていると指摘する。

この点、広岡氏らによると、実際に交換会が開催された日は、同年 4 月 16 日であり、活動記録簿の記載誤りであったとの回答があり、時刻の記載がされた手帳の写し（マスキング処理）の一部開示があった。

以上からすれば、広岡氏らの説明が不合理で信用できないとまではい

えず、違法な支出であると認定できない。

④ 番号 34

請求人は、活動記録簿には、平成 23 年 3 月 29 日に事務所で交換会を開催されたとするが、同日は、市議会本会議が午後 4 時 30 分～31 分、午後 11 時 45 分～48 分の間開催されていることを指摘する。

この点、広岡氏らによると、実際に交換会が開催された日は、翌日の 30 日であり、活動記録簿の記載誤りであったとの回答があり、時刻の記載がされた手帳の写し（マスキング処理）の一部開示があった。

以上からすれば、広岡氏らの説明が不合理で信用できないとまではいえ、違法な支出であると認定できない。

⑤ 番号 37

請求人は、平成 25 年 5 月 2 日に開催した交換会が開催された点について、ゴールデンウィーク中に多人数で実施していることが不自然であること、また、領収書が「東京都葛飾区」にある「東京風月堂」の同年 5 月 3 日午後 3 時 19 分購入のものであり、不自然であることを指摘する。

広岡氏らによると、同年 5 月 2 日の活動記録簿に添付された 2 枚の領収書のうち、5 月 3 日に購入した茶菓子の領収書は、実際には同年 5 月 7 日開催の交換会に対するものであり、同日分の活動記録簿は作成していなかったため、新たに活動記録簿を作成し、提出する予定であると回答があり、時刻の記載がされた手帳の写し（マスキング処理）の一部開示があった。

以上に加え、ゴールデンウィーク中に多人数の交換会が開催される可能性は一般論としては考えられ、広岡氏らの説明が不合理で信用できないとまではいえ、違法な支出であると認定できない。

⑥ 番号 43

請求人は、領収書によると、茶菓子を東京で午後 5 時 55 分に購入しているが、活動記録簿によると、同日に東大阪市の事務所において交換会が開催されていることは疑義があるとする。

広岡氏らによると、実際に交換会が開催された日は、翌日であり、活動記録簿の記載誤りであったとの回答があり、時刻の記載がされた手帳の写し（マスキング処理）の一部開示があった。

以上からすれば、広岡氏らの説明が不合理で信用できないとまではいえ
ず、違法な支出であると認定できない。

⑦ 番号 48、49

請求人は、1日に2回交換会を開催していること、うち1件の領収書
が奈良三条通にある店の午後2時38分の領収書であることから不自然
であると指摘する。

広岡氏らによると、番号48の交換会は午後5時～午後6時の間、番号
49の交換会は午後8時～午後9時の間という回答があり、時刻の記載が
された手帳の写し（マスキング処理）の一部開示があった。

以上に加え、1日に2回交換会を開催することはあり得る話であるこ
とからすれば、広岡氏らの説明が不合理で信用できないとまではいえ
ず、違法な支出であると認定できない。

⑧ 番号 50

請求人は、活動記録簿によると、平成25年11月6日、東大阪市の事
務所で交換会を開催したとあるが、添付されている領収書は大阪市中
央区にある喫茶店のものであり、また、同日、広岡氏は午後3時16分
まで大阪市内で駐車しており、不自然であると指摘する。

広岡氏らによると、添付の領収書について、中央区にある喫茶店にお
いて茶菓子を購入し、午後4時から交換会を開催し、その茶菓子を使用
した。領収書貼付用紙に「お茶代」と記載があるのは正確には「菓子代」
であるとの回答であった。

以上に加え、同喫茶店では茶菓子のテイクアウトも行われていること
から、広岡氏らの説明が不合理で信用できないとまではいえ
ず、違法な支出であると認定できない。

⑨ 番号 54

請求人は、活動記録簿によると、東大阪市の事務所において交換会を
開催したとあるが、添付されている領収書のうち1枚は本市本庁舎内の
喫茶店のものであり、事務所で交換会を開催したことは疑義があるとす
る。

広岡氏らによると、実際には2回の交換会があったところ、1回分の
活動記録簿を提出した。1回目は平成25年12月10日午後0時～午後0
時30分の間、本庁舎内の喫茶店で行い、2回目を同日午後7時30分～

午後 9 時の間、御厨南で行ったとの回答であり、時刻の記載がされた手帳の写し（マスキング処理）の一部開示があった。

以上からすれば、広岡氏の説明が不合理で信用できないとまではいえ
ず、違法な支出であると認定できない。

⑩ 番号 56

請求人は、活動記録簿によると、平成 25 年 12 月 10 日、東大阪市の事務所において交換会を開催したとあるが、領収書によると東京駅にある店で茶菓子を購入したと思われる。同日、広岡氏は、東大阪市の常任委員会に出席しており、東京での物品購入は不自然であると指摘する。

広岡氏らによると、交換会を常任委員会終了後の午後 7 時から開催したこと、茶菓子の購入は午前 7 時 50 分に家族が行ったとの回答があり、時刻の記載がされた手帳の写し（マスキング処理）の一部開示があった。

以上からすれば、広岡氏の説明が不合理で信用できないとまではいえ
ず、違法な支出であると認定できない。

以上、11 件について、広岡氏らの政務活動費（広聴費）としての支出に実態がないとまではいえない。

(2) 請求人が「開催時間」が全て記載していない不当な支出として返還を求める点について（全 62 件）

① 請求人は、活動記録簿に「開催時間」が全く記載がないことをもって、マニュアル違反の不当な支出であり、市長による返還請求を求める。

しかし、仮に活動記録簿に「開催時間」を全く記載していないことをもって直ちに返還請求が認められるものではない。

② 返還請求が認められるのは、実態として、交換会の開催が認められない場合や、支出の内容が政務活動費の使途基準に合致しないものである必要がある。

そこで、実態として交換会が開催されたか検討する。

本件監査手続において、広岡氏らからそれぞれの交換会の「開催時間」の記載の申告があったため、個別に交換会の開催の有無について検討したところ、以下の 2 点については、広聴費による支出と、両立しない駐車場の支出が重なっており、適法な支出と認められない。

ア 番号 8

広岡氏らは、平成 23 年 10 月 12 日午後 1 時～午後 2 時の間、東大阪市の事務所で 30 名の交換会を開催し、9,725 円分の茶菓子を使用したと申告し、提出された手帳の写し（マスキング処理）には午後 1 時（午後 1 時 30 分から訂正されている）と窺わせる記載がある。

一方、同日午後 0 時 20 分～午後 2 時 27 分と重なる時間帯に、茨木市中央公園駐車場を利用した領収書を政務活動費の支出として計上する。

これらの資料からすれば、広聴費としての 9,725 円の茶菓子代の支出と、同日の茨木市中央公園駐車場の駐車料金 400 円の支出は政務活動費の計上としては両立しない。

この点、広岡氏らによると、「記憶があいまいですが、（交換会の）開催時間が間違っていたと思います。」と回答するが、開催時間についての新たな資料の提供はない。

また、平成 27 年 10 月 23 日付で議会事務局が受理した訂正済みの活動記録簿にも開催時間は午後 1 時～午後 2 時と記載されている。

以上からすると、当該広聴費 9,725 円については、交換会の開催時間内に別の場所の駐車場の支出があり、対象となる交換会の開催がないという具体的な疑念が払拭できておらず、返還が必要と考える。

イ 番号 47

広岡氏は、平成 25 年 10 月 11 日午後 7 時～午後 8 時の間、東大阪市小若江の事務所で 15 名の交換会を開催し、2,100 円分の飲料（添付レシートによると 140 円のジュースを 15 本）を使用したと申告し、提出された手帳の写し（マスキング処理）には午後 7 時と窺わせる記載がある。

一方、同日午後 5 時 44 分～午後 9 時 14 分と重なる時間帯に、永和 2 丁目の駐車場を利用した領収書を政務活動費の支出として計上する。

これらの資料からすれば、広聴費としての 2,100 円の茶菓子代の支出と、同日の永和 2 丁目の駐車場の駐車料金 400 円の支出は政務活動費の計上としては両立しない。

この点、広岡氏らによると、「記憶があいまいですが、（交換会の）開催時間が間違っていたと思います。」と回答するが、開催時間について

ての新たな資料の提供はない。

また、平成 27 年 10 月 23 日付で議会事務局が受理した訂正済みの活動記録簿にも開催時間は午後 7 時～午後 8 時と記載されている。

以上からすると、当該広聴費 2,100 円については、交換会の開催時間内に別の場所の駐車場の支出があり、対象となる交換会の開催がないという具体的な疑念が払拭できておらず、返還が必要と考える。

(3) その他のマニュアル違反の指摘

請求人は、(2)の活動記録簿において「開催時間」が全て記載されていないものの他に、領収書のあて名や但し書きがない、領収書を徴することが可能であるのにレシートのみを添付となっているものなど、マニュアル違反であり不当な支出であることから、市長による返還請求が必要であるとする。

しかしながら、領収書の不備等のマニュアル違反があったとしても、直ちに返還請求を認めるべきではないことは前述のとおりである。

4 結 論

以上のとおり検討した結果、請求人の主張に一部理由があると認め、2 件合計 11,825 円の支出については、政務活動費として支出がされたと認定できない。

よって、政務活動費を受領した公明党又は広岡氏に対し、法第 242 条第 4 項の規定により、「第 1 結論」記載のとおり、勧告するものである。

5 補 足

なお、本住民監査の対象となる支出は、市長要求監査（平成 26 年度監報第 10 号）の対象となった支出であり、活動記録簿の提出がないと指摘を行ったものである。

その後、具体的な活動記録簿の提出があり、本住民監査を受けて、同記録簿及びその他の資料を検討した結果、上記 4 の「勧告」に至ったものである。

第 7 意 見

本件監査を実施する過程において、関係人が作成した活動記録簿において訂正が数多く見受けられた。

議会自らが作成されたマニュアルの遵守について再度徹底され、細心の注意義務を払いながら、厳格な事務処理を行われることを要望する。

別表 広岡賀代子議員の広聴費(2011年度)

通し 番号	年	月	日	曜日	内容	支出	領収書 No.	違法な支出	返還状況
1	2011	4	30	土	茶菓子	10,775	39		未返還
2	2011	6	11	土	茶菓子代	1,075	79		未返還
3	2011	6	17	金	茶菓子代	2,625	82		未返還
4	2011	6	23	木	茶菓子代	1,075	84		未返還
5	2011	7	4	月	茶菓子	2,100	99		未返還
6	2011	9	8	木	茶菓子代	3,150	156		未返還
7	2011	10	4	火	茶菓子代	1,960	3		未返還
8	2011	10	12	水	茶菓子代	9,725	10		未返還
9	2011	10	13	木	茶菓子代	2,200	12		未返還
10	2011	11	6	日	茶菓子代	5,040	32	活動記録簿は、事務所で意見・要望懇談会と記載。領収書は「アンドリューエッグタルト 道頓堀本店」の23時02分のもの。それ買って帰って、東大阪の事務所で交換会。あり得ない。	未返還
11	2011	12	16	金	茶菓子代	2,000	67		未返還
12	2012	1	3	火	茶菓子代	2,125	82		未返還
13	2012	1	28	木	茶菓子代	2,600	103		未返還
14	2012	2	18	土	茶菓子	2,400	116		未返還
15	2012	3	10	土	茶菓子	4,850	141		未返還
	合計	15件				53,700			

広岡賀代子議員の広聴費2012年度)

通し 番号	年	月	日	曜日	内容	支出	領収書 No.	違法な支出	返還状況
16	2012	4	25	水	お茶代	4,607	14		未返還
17	2012	4	28	土	茶菓子代	1,200	19		未返還
18	2012	5	16	水	茶菓子	2,860	35	領収書では、ルジャンドルで20時39分の洋菓子。活動記録簿には時間の記載ないが、「事務所」で意見・要望交換会を開いたとのこと。20時39分の領収書は不自然で、虚偽の疑い濃厚。	未返還
19	2012	5	16	月	茶菓子	1,360	36	領収書は、パティスグレイスでの生クリーム購入代。日付けは、4月16日。活動記録簿は、5月16日に「事務所」で意見・要望交換会を開いたと記載。	未返還
20	2012	7	6	金	茶菓子	1,200	80		未返還
21	2012	7	22	日	茶菓子	2,880	90		未返還
22	2012	9	23	日	お茶代	3,598	149		未返還
23	2012	10	24	水	茶菓子	1,890	185		未返還
24	2012	12	4	火	茶菓子	1,552	232		未返還
25	2012	12	5	水	お茶代	798	235		未返還
26	2012	12	9	日	茶菓子代	2,120	237		未返還
27	2013	1	11	金	茶菓子	2,450	271		未返還
28	2013	1	18	金	茶菓子	1,575	275		未返還
29	2013	2	20	水	茶菓子代	3,904	301		未返還
30	2013	3	10	日	茶菓子代	1,785	10		未返還
31	2013	3	10	日	茶菓子代	1,360	11		未返還
32	2013	3	15	金	茶菓子代	3,430	15		未返還
33	2013	3	20	水	茶菓子代	2,720	22		未返還
34	2013	3	29	金	お茶代	1,830	32	活動記録簿では、3月29日に事務所で意見交換会を開いたと記載しているが、その日は本会議が招集され、16時30分～31分と23時45分～23時48分は本会議が開かれていた。	未返還
合計	19件					43,119			

広岡賀代子議員の広聴費(2013年度)

通し 番号	年	月	日	曜日	内容	支出	領収書 No.	違法な支出	返還状況
35	2013	4	15	日	茶菓子代	1,200	10		未返還
36	2013	4	29	日	茶菓子代	1,440	20		未返還
37	2013	5	2	木	茶菓子代	9,765	27	活動記録簿には、「多人数」で事務所で意見・要望交換会と記載。ゴールデンウィーク中に「多人数」?何より、領収書は「東京都葛飾区」にある「東京風月堂」の5月3日15時19分の領収書。	未返還
38	2013	5	12	日	茶菓子代	4,448	37		未返還
39	2013	7	7	日	お茶代	2,142	78		未返還
40	2013	7	12	金	茶菓子代	2,800	85		未返還
41	2013	8	3	土	お茶代	4,200	106		未返還
42	2013	8	4	日	茶菓子代	2,340	107		未返還
43	2013	8	8	木	茶菓子代	1,794	111	活動記録簿には、事務所で意見・要望交換会と記載。しかし、領収書は東京駅にある「東京銘品館」の8月8日のもの。何で8月8日に東京で買った御菓子が大阪の広岡議員の事務所で食べられる?	未返還
44	2013	8	15	木	茶菓子代	2,800	118		未返還
45	2013	9	22	日	茶菓子代	3,200	149		未返還
46	2013	10	4	金	茶菓子代	5,250	165		未返還
47	2013	10	11	金	お茶代	2,100	173		未返還
48	2013	11	4	月	茶菓子代	2,290	199	11月4日は、文化の日の振替休日。No.200でも、この日に、事務所で意見・要望交換会を開いたとしている。つまり、二回も開催し、茶菓子代を支出している。No.200は、「本家菊屋」奈良三条通店の14時38分の領収書。	未返還
49	2013	11	4	月	茶菓子代	2,240	200		未返還
50	2013	11	6	水	茶菓子代	1,940	204	活動記録簿には、事務所で意見・要望交換会と記載。11月6日は、大阪市中央区本町橋にある「マイドームおおさか」で東大阪テクノメッセが開かれていた日。領収書の自家焙煎珈琲濱田屋は「大阪市中央区本町1-1-3 本町橋西ビル 1F」にある喫茶店。しかも、広岡議員は、「9時02分～12時24分」の「マイドームおおさか」の駐車料金と、その後の「12時36分～15時16分」の「大阪市役所駐車場料金」を支出している(領収書No.203)。	未返還
51	2013	11	16	土	お茶代	11,200	214		未返還
52	2013	11	21	木	茶菓子代	2,992	219		未返還
53	2013	12	8	日	茶菓子代	4,100	236		未返還

通し 番号	年	月	日	曜日	内容	支出	領収書 No.	違法な支出	返還状況
54	2013	12	10	火	茶菓子代	7,800	239	活動記録簿には、事務所で意見・要望交換会と記載。領収書の「喫茶室カフェブルーム」は、市役所一階にある喫茶店。事務所で意見交換会？	未返還
55	2013	12	16	日	茶菓子代	4,200	247		未返還
56	2013	12	18	水	茶菓子代	1,794	249	活動記録簿には、事務所で意見・要望交換会と記載。領収書は東京駅にある「東京銘品館」のもの。 しかも、同日は広岡議員が所属している環境経済委員会が開かれている日。東京で買い物はできない。	未返還
57	2013	12	24	火	茶菓子代	3,000	256		未返還
58	2013	12	25	水	茶菓子代	2,000	262		未返還
59	2014	1	20	月	茶菓子代	1,488	286		未返還
60	2014	2	7	金	茶菓子代	1,806	305		未返還
61	2014	3	8	土	茶菓子代	8,400	331		返還
62	2014	3	9	日	茶菓子代	11,200	335		返還
合計28件					未返還分	90,329			
					返還分	19,600			
					合計	109,929			

